

令和6年度栃木県食事療養提供体制支援金交付手続について

1 概要

令和6年度栃木県食事療養提供体制支援金（以下「支援金」という。）は、「令和6年度栃木県食事療養提供体制支援金交付要綱」に基づき、医療機関等の食材料高騰の影響による食料費の負担増に対する軽減を図ることを目的とする。

2 支援金交付対象医療機関

この支援金では、(1)に該当し、(2)から(4)の全ての要件を満たす医療機関を支援金交付対象医療機関（以下「対象医療機関」という。）とする。

- (1) 令和6(2024)年4月1日から同年5月31日までの間、継続して栃木県内に開設している病院、有床診療所とする。ただし、公立の医療機関等については、一般会計により運営されているものを除く。
- (2) 令和6(2024)年4月1日から同年5月31日までの間、継続して保険医療機関であること。
- (3) 令和6(2024)年4月1日から同年5月31日までの間、継続して県内で入院患者の受け入れを行い、入院患者に食事療養費の対象となる食事を提供する見込みであること。
- (4) 「3 不交付要件」に該当しないこと。

3 不交付要件

次の(1)～(5)に1つでも該当する場合は、支援金の交付対象外とする。

- (1) 本支援金の申請を既に行っている場合
(1医療機関につき1回限りの申請とする。)
- (2) 令和6(2024)年4月1日から同年5月31日までの全て又は一部の期間に、医療機関の休止又は廃止している場合
- (3) 令和6(2024)年4月1日から同年5月31日までの全て又は一部の期間に、病床の全てを休止又は廃止している場合
- (4) 令和6(2024)年4月1日から同年5月31日までの期間に、1度も入院時食事療養費の対象となる食事を提供しなかった医療機関
- (5) 支援金の趣旨及び目的に照らして交付が適当でないと知事が判断する医療機関

4 支援金の算定方法

交付額は以下の表のとおりとする。

医療機関の種別	支援金の算定方法	備考
保険医療機関（病院、有床診療所）	3,200円／1床	令和6年4月1日から同年5月31日の全部又は一部の期間に休床中の病床を除く。

5 提出書類

申請には以下の書類を提出するものとする。

- (1) 令和6年度栃木県食事療養提供体制支援金交付申請書（実績報告書兼請求書）（様式4-1及び別紙1～2）
- (2) 通帳の表紙及び見開き1ページ目（写し）
金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの
※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出すること。
※振込口座は、原則、申請法人・申請者本人の名義の口座に限る。

※支援金申請システムによる申請の場合、(1)の内容はシステムへ入力すること。また、(2)の提出書類は、電子データをシステムに添付すること。

6 申請手続

- (1) 申請者
支援金の申請は、対象医療機関等を開設する者が、医療機関等の種別ごとに取りまとめ、1医療機関等当たり1回限り行えるものとする。
- (2) 申請方法
原則、支援金申請システムでの申請とする。
※やむを得ない事情により、支援金申請システムが使用できない場合には、郵送による申請を可とする。
- (3) 申請期限
令和6(2024)年5月24日(金) 23時59分
※支援金申請システムでの申請は、5月24日(金) 23時59分までに申請を完了すること。
- (4) 申請先
 - ア 支援金申請システムで申請の場合
支援金申請システムからシステム内の案内に沿って申請すること。
URL : <https://tochigi-iryoshien.com/syokuzai/>
 - イ 郵送で申請の場合
以下の宛先に、特定記録、簡易書留、レターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送すること。
申請書類は返却しないため、申請内容が確認できるよう郵送前にコピーをとり、控えを保管すること。

送付先
〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141
栃木県医療機関等支援金事務局 宛て

(5) 郵送での申請を行うための申請様式の入手方法

郵送で申請を行う場合は、以下のいずれか方法で、申請書を入手すること。

※支援金申請システムで申請を行う場合には申請書類の入手は不要

(紙申請書類入手方法)

ア 県公式ホームページからダウンロードする。

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/2024syokujiryoyoushienn.html>

ダウンロード期限：令和6(2024)年5月24日(金)

イ 同封の「申請様式送付依頼書(様式2)(以下「依頼書」という。)」を以下の宛先に
令和6(2024)年5月15日(水)必着で郵送又はFAXで送付する。

栃木県医療機関等支援金事務局(以下「事務局」という。)に依頼書が到着した後、3
日以内(ただし、土日祝日を除く。)に申請書類を発送するものとするが、依頼書を送付
してから、1週間を経過しても送付がない場合には、事務局に問い合わせること。問い合
わせがなかった場合には、当該依頼は無効とする。

送付先
〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141
栃木県医療機関等支援金事務局 宛て

FAX送信先
028-666-7763

(6) 申請等についての問い合わせ先

申請等については、以下の事務局まで問い合わせること。

ア メール : syokuzai@tochigi-iryoshien.com

受付期限(新規問合せ受付期限)：令和6(2024)年7月26日(金)

イ 電話：028-666-7753

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

新規問合せ受付期限：令和6(2024)年7月31日(水)午後5時

7 審査及び交付について

(1) 事務局で申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められた場合、支援金を交付す
る。

審査の結果、支援金を交付する旨の決定をしたときは、交付決定通知書を送付する。令
和6(2024)年8月までに支援金を、申請時に記入した振込先の口座へ入金するので確認
すること。

審査の結果、支援金を交付しない旨の決定をしたときは、事務局から不交付に関する通
知を送付する。

(2) 交付決定の通知送付については、令和6(2024)年7月中旬から下旬を予定している。

(3) 申請内容に不備がある場合、事務局から申請医療機関等に不備の修正等を依頼する。申

請医療機関等は、修正が生じることがないように申請前に本書等により申請内容が適切かを確認すること。なお、誤字等の軽微な不備については、職権等により審査担当者が申請内容を修正する場合がある。

- (4) 申請内容に不備等があり、事務局から修正を依頼したにも関わらず令和6(2024)年6月20日(木)午後5時までに修正が完了しない場合、又は、事務局からの修正依頼の連絡に令和6(2024)年6月14日(金)午後1時までに応答がない場合、原則申請が取り下げられたものとみなす。
- (5) 県は必要に応じ、申請内容について調査する場合がある。その場合、申請者は調査に協力するとともに、速やかに状況を報告すること。
- (6) 支援金の交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は交付決定の取消しを行う。既に交付した支援金について返還するほか、支援金の受領日からの日数に応じて加算金を課す場合がある。また、返還されない場合、事業者名や法人名の公表等の対応を行うことがある。

8 留意事項

証拠書類の保管

支援金の交付を受けた場合には、本事業における収入及び支出等に係る以下の証拠書類を整理し、支援金の交付年度の翌年から起算して5年間適切に保管しなければならない。

(1) 食料費

令和6(2024)年4月1日から同年5月31日の患者給食用の食材料費の支払いに係る領収書